

# 大曲仙北広域市町村圏組合訓令第10号

## 大曲仙北広域市町村圏組合地域支援事業実施要綱

平成18年4月1日公布

改正 平成20年4月1日訓令第5号

改正 平成21年4月1日訓令第4号

改正 平成21年5月1日訓令第15号

改正 平成22年4月1日訓令第6号

改正 平成23年4月1日訓令第11号

改正 平成24年4月1日訓令第10号

改正 平成27年4月1日訓令第11号

改正 平成29年4月1日訓令第9号

(趣旨)

第1条 この訓令は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第1項により、なおその効力を有するものとされた改正前の法に規定する地域支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は大曲仙北広域市町村圏組合（以下「組合」という。）とする。

(事業の委託等)

第3条 組合は、事業の全部又は一部について、法第115条の47に規定する者に対し、その実施を委託することができる。

2 前項の委託については、委託条件、委託料、遵守事項等の委託内容を明記した委託契約書を取り交わすものとする。

3 事業を受託した者は、適切な事業運営ができると認められる者に対し、予算の範囲内で、事業の全部又は一部を再委託することができるものとする。

(事業の内容)

第4条 この訓令に基づく事業の内容は、別表1のとおりとする。

(補則)

第5条 この訓令に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、受託した者が組合と協議のうえ定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。